

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、まんのう町が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）杉上上所地区）を廃止することについて平成19年9月26日同意した。

平成19年10月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀